

宜 福 障 第 176 号
令和 3 年 9 月 30 日

市民各位
宜野湾市移動支援登録事業者
宜野湾市指定特定相談支援事業者
宜野湾市指定障害児相談支援事業者

宜野湾市福祉事務所
所長 岡田 洋代
(公印省略)

宜野湾市移動支援事業実施要綱の改正について（通知）
(重症心身障害児等の通学支援)

みだしの件につきまして、令和 3 年 9 月 15 日に改正がありましたので通知します。

記

要 綱 名 宜野湾市移動支援事業実施要綱
改正内容 ○重症心身障害児の通学への支援
※宜野湾市移動支援事業実施要綱第 3 条の対象者に「保育所、幼稚園、特別
支援学校等への移動が困難な実情にある重症心身障害児」を加える。

以上